

議案第75号

和解について

次のとおり東京高等裁判所平成29年（**）第**号判定取消等請求控訴事件に関し和解をすることについて議決を求める。

1 当事者

(1) 控訴人 * * * *

(2) 被控訴人 富士見市

2 和解の内容

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、和解金として157万1,878円を支払う。

(2) 控訴人と被控訴人は、本件に関して、本和解条項に定めるほか、互いに債権債務がないことを確認する。

(3) 控訴人は本訴を取り下げ、被控訴人はこれに同意する。

3 事件の概要

(1) 昭和52年1月1日から平成25年3月31日まで在職していた元市職員の控訴人は、在職中の昭和57年1月の昇給延伸及びその後の再度の昇給延伸について、平成25年3月29日付けで富士見市公平委員会に措置要求をしたが、これが認められなかったため、平成26年9月10日に被控訴人に対し、当該判定の取消し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起した（さいたま地方裁判所平成26年（**）第**号判定取消等請求事件）。

(2) 平成29年2月3日に第1審の判決が言い渡され、控訴人の請求は却下及び棄却をされたが、当該控訴人は同年2月15日にその判決の内容を不服として原判決の取消し等を求めて東京高等裁判所に控訴した（東京高等裁判所平成29年（**）第**号判定取消等請求控訴事件）。

(3) 平成29年9月27日に東京高等裁判所から控訴人及び被控訴人に対して和解が勧告された。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提 案 理 由

本事件について、東京高等裁判所から和解が勧告され、当事者間の紛争を早期に解決するため、控訴人と和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出します。